

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令案について

1. 背景

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第35条第1項等は、宅地建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、一定の重要な事項について購入者等へ事前に説明を行うことを義務づけており、法第35条第1項第1号から13号等までに掲げるもののほか、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「規則」という。）第16条の4の3等は、宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項等を重要事項として定めている。

近年、平成30年7月豪雨や令和元年台風19号など、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じていることに鑑み、不動産取引時においても、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成された水害ハザードマップを活用し、水害リスクに係る説明を事前に行うことが必要となっている。

2. 概要

規則第16条の4の3等を改正し、取引の対象となる宅地又は建物が存する市町村の長が水防法第15条第3項に規定する措置として水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により提供する水害ハザードマップにおける当該宅地又は建物の位置等に関する事項を、新たに重要事項として加えることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	令和2年6月下旬～7月上旬
施	行	令和2年6月下旬～7月上旬